八王子市から生活に役立つ情報をお届け

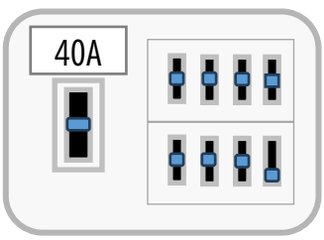
消費生活ニュース

Vol.165

編集・発行　八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2026年11月号

分電盤の点検商法にご注意！



～ 市内でも、ご相談が増えています ～

♦よくある相談事例♦

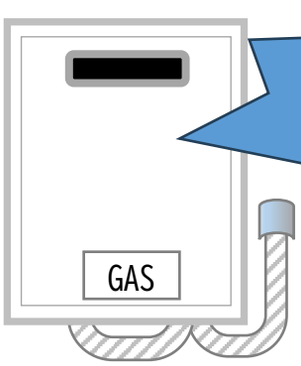
「電力会社のものです。」と、法定点検を装って訪問され、点検後に「機械が古くて漏電している、すぐに交換しなければ、火災になる。」などと説明されて不安になり、その場で交換工事の契約をしてしまったが、後で確認すると、電力会社とは関係のない業者で、工事代金も高すぎる。

♦対処ポイント♦

●自宅で契約に至った場合、訪問販売としてクーリング・オフできる可能性があります。

●電力会社等が実施する法定点検では、事前に書面で通知があります。
また、その場で交換工事の契約を勧誘することはありません。

●電話で点検を持ち掛ける業者には、安易に点検させないようにしましょう。



点検商法は給湯器でもあります。

その場で契約せず、家族や周囲の方と相談しましょう。

契約などについて心配・不安なことがあれば、
消費生活センターへご相談ください。
<相談専用電話>　042-631-5455

● 八王子市消費者団体連絡会登録団体「フードバンク八王子」の活動をご紹介します ●

すべての人が安心して食べられる社会を目指し、日々活動している「フードバンク八王子」。家庭や企業で余った食品を必要とする方へ届ける活動は、食品ロスの削減と地域の支え合いにつながる「エシカル消費」の実践の一つです。あなたの「もったいない」を、支援の輪につなげてみませんか。

＊パントリー＊

毎月 第 2 ・第 4 土曜日 14:00 ～ 17:00

八王子市など関係機関と連携しながら、毎月100世帯以上の生活に困窮している方々へ食品を提供しています。



FoodBank Hachioji
フードバンク八王子

ホームページは こちら

＊ワークス＊

発達障害などの障害のある方に対し、働く場の提供と就職支援をしています。

＊フードカフェ＊

毎週 火曜日 17:30 ～ 19:00

誰かと話したいとき、誰かと一緒に過ごしたいとき、一緒に夕ご飯を食べたいときに、お気軽にお越しください。
大人も子どもも、どなたでも参加できます。



皆さまのご協力、いつもありがとうございます！

ご寄付いただきたい食品

・お米・麺類（パスタ・うどんなど）・缶詰・お菓子・贈答品
・飲料（ジュース・コーヒーなど）・調味料（醤油・砂糖など）
・レトルト食品（カレー・パスタソースなど）
◆賞味期限が2か月以上残っているもの
◆未開封のもの
◆常温保存可能なもの

ご寄付いただけない食品

・生鮮食料品・サプリメント・冷凍冷蔵品
・保険機能食品・手作りのもの・ペットフード
・アルコール類（みりん・料理酒を除く）
・賞味期限が記載されていないもの

寄付の方法

①直接お持ちいただく ※平日（月～金・祝日を除く）10:00～17:00
②宅配便でお送りいただく ※配送料のご負担もお願いいたします。
③フードドライブ回収ボックスへ寄付する
※設置場所：八王子市消費生活センター・ファミリーマート・いなげや等

**食品が必要な方も
食品を寄付したい方も
お気軽にご連絡ください！**

フードバンク八王子 〒192-0085 八王子市中町2-9 ランメンビル3F
電話：042-649-1769 mail：info@foodbank8.tokyo

相談・問い合わせ

八王子市消費生活センター

相談専用電話 ☎０４２・６３１・５４５５

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

◆来所相談をご希望の方は事前にお電話ください。

◆初めてのご相談の受付は午後4時までです。

◆相談時間は30分を目安とします。

※ご相談は無料です。

※土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

※クリエイトホール休館日は、電話またはメールフォームでご相談を受け付けています。

※年末年始を除く祝・休日は、「消費者ホットライン」 ☎188（午前10時～午後4時）でご相談を受け付けています。

メールフォームによるご相談は コチラから



〒192-0082 八王子市東町５－６クリエイトホール地下１階　電話：042-631-5456　FAX：042-643-0025